㈢　構造・階数　問わない
㈣　工事種目　空気調和設備のシステム一式
イ　同種工事１
・空気調和設備の新設、増設又は改設を含む工事
㈠　建物用途　住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㈡　工事規模　新設の場合は、新築延べ面積が4,000㎡以上　増設の場合は、増築部分の延べ面積が4,000㎡以上　改設の場合は、改設した室の床面積の合計が4,000㎡以上
㈢　構造・階数　問わない
㈣　工事種目　空気調和設備
ウ　同種工事２
・空気調和設備の新設、増設又は改設を含む工事
㈠　建物用途　住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㈡　工事規模　新設の場合は、新築延べ面積が2,000㎡以上　増設の場合は、増築部分の延べ面積が2,000㎡以上　改設の場合は、改設した室の床面積の合計が2,000㎡以上
㈢　構造・階数　問わない
㈣　工事種目　空気調和設備
※住宅とは、戸建住宅のほか建築基準法による用途が共同住宅に区分されるものをいう。
※改設した室とは、機器、機材、配管、ダクトのいずれかの施工を行った室とし、試験・調整のみを行った室は除く。
※システム一式とは、機器、機材、配管、ダクトの施工及び試験・調整を含む工事とする。
※上記アからウについては、公共・民間工事を問わない。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、工事の始期までに本工事に配置できる技術者であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に示す金額に満たない場合は専任義務は生じない。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員の主任技術者は、２級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。
なお、「１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。
また、「２級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは、１級管工事施工管理技士、建設業法施行規則第７条の３第２号管工事業に該当する者、登録基幹技能者講習修了証を有する者（配管・ダクト・冷凍空調に限る）又は１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者とする。
イ　平成20年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した上記⑸ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者）が、上記⑸ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。
なお、共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
また、当該工事経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺～⑼　開発営繕第２号の２⑺～⑼に同じ。
⑽　北海道開発局が発注した工事区分「管」に係る工事のうち、令和２年度から令和３年度に完成したものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上（経常建設共同企業体の場合は、全構成員の平均点で65点以上。）あること。この実績がない場合は、さらに２年度遡った平均点が65点以上であること。
なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。
⑾～⑿　開発営繕第２号の２⑾～⑿に同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴～⑵　開発営繕第２号の３⑴～⑵に同じ。
４　入札手続等
⑴　担当部局・担当者　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎 北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　中野　久嗣　電話（代表）011―709―2311（内線5714）
⑵～⑸　開発営繕第２号の４⑵～⑸に同じ。
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和５年７月20日９時00分から令和５年10月２日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和５年９月15日12時00分まで。）〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　電話（代表）011―709―2311　内線（5714）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑺　開発営繕第２号の４⑺に同じ。
５　その他
⑴～⑰　開発営繕第２号の５⑴～⑰に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice adove (No. 2)
⑶　Subject matter of the contract : Machinery work for Sapporo National Government Building No. 4, Sapporo City, Hokkaido, Japan
⑺　Contact point for tender documentation : NAKANO Hisatsugu Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5714

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。
令和５年６月26日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第18号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和５年度　川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部橋梁下部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）